

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）素案）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	若年者、特に高校生を対象とした消費者教育については、今後益々重要になると考えている。 については、出前講座の各学校のカリキュラムへの組み込み等、学校現場での積極的な消費者教育の実施について、教育委員会や各学校への働きかけなどを行ってほしい。	0	出前講座やセミナーの開催等、教育委員会、学校、関係機関と連携した取組については、これまでも進めてきているところです。 なお、各学校の事情等を考慮すると、現状において出前講座のカリキュラムへの組み込みは難しいと考えますが、令和4年の成年年齢引下げを見据え、学校訪問での情報交換など、引き続き、更なる連携を図ってまいります。	C（趣旨同一）
2	ICTを活用した相談体制の確立やそれに向けた取組を進めてほしい。 またそれに関して、計画の中での項目としての取り上げや具体の記述を行ってほしい。	0	ICTを活用した相談対応については、全国的にも、メールを使った相談対応（相手方とのやり取りを含め、メールのみで完結させる相談対応）を行っているセンターはなく、またラインを使った相談対応については、国が実証実験を行っている段階です。 本計画期間においても、誰もが相談しやすい体制づくりの観点から、そのような他都道府県や国の状況を注視しながら、対応を検討していくこととしています。 また、項目としては「4 消費者被害の救済の（1）消費生活相談対応の充実」における取組の一つとして、進めてまいりたいと考えておりますが、先進事例も少なく、今後の取組について、具体的な記述を行うことは難しい状況です。	D（参考）
3	交付金による財源措置の活用期間終了後においても、継続的支援についての国への要望や県による新たな支援の創設など、市町村の相談体制が維持されるような取組を実施してほしい。	1	相談体制の充実については、政府予算要望など、国に対して財政支援の継続・拡充を引き続き要望していくとともに、市町村と情報交換しながら、支援について検討してまいります。	C（趣旨同一）

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）素案）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
4	適格消費者団体に関して、その活動の内容等、県内の市町村への周知が充分ではないと感じている。 については、現在記述がある15ページ以外のところ、例えば17ページ以降の事業概要等でも記述を行い、周知や同団体との積極的な連携を図ってほしい。	0	適格消費者団体については、現在のところ、県内での事業の発生による活用や連携等の実績はないことから、具体的な事業や取組についての記述は行っていないところです。 なお、市町村への周知等も含め、消費者被害の救済のための効果的な連携については、今後検討してまいります。	D（参考）
5	数値目標がないように思えるが、設定は行わないのか。	0	指標については、特に重点を置いて取り組む事業や取組について、目標値を定めた主要指標により、進捗状況の把握を行うこととし、それぞれの数値目標を設定しています。 なお、消費生活の分野においては成果指標の設定は難しいことから、取組の件数や回数などの活動指標を主な指標として、設定しています。	C（趣旨同一）
6	消費生活サポーター登録者数や出前講座開催回数、エコショップいわて認定店舗数など、主要指標の目標値が基準年の数値を下回っているものがあるが、高めに設定してもよいのではないかと。	1	主要指標の目標値には、例えば、登録者の辞退による数値の減少や相手方である事業者への制度の理解、普及が進まないなど、現状の値を維持することが難しい項目もあるところです。 事業の実施に当たっては、目標値以上の実施に向け、今後も県民や事業者への広報や啓発などに引き続き取り組んでまいります。	D（参考）

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）素案）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
7	<p>前計画作成時の同様の意見交換会の際に、当時国が取組を進めていた「消費者市民社会」について、県の計画の中にも今後広めるべき概念として明記のうえ、関連した取組を進めてほしいとの意見があったが、まだ新しい言葉であり馴染みがないとのことで、見送られたと記憶している。</p> <p>これに関して、今回の国の計画においても同様の言葉が使われているのならば、改めて県の計画での取り上げや記述を行ってほしい。</p>	0	<p>第4期消費者基本計画においては、政策の基本方針や基本的方向等において、「消費者市民社会」の積極的な使用は行われておらず、またこの言葉の認知も、未だ充分ではないものと考えており、県計画では使用していないところです。</p> <p>なお、それに関して、国においては、消費者が主役となる社会の実現に向けて、自立した消費者の育成やエシカル消費等、消費者の自主的な行動を促進していくこととしていることから、県としても、消費者教育など様々な機会を通じて、同様の取組を進めていくこととしております。</p>	C（趣旨同一）
8	<p>今回の計画における新たな取組や重点的な取組について、教えてほしい。</p>	0	<p>高齢化の進行や成年年齢引下げ、本県の消費生活相談の状況を踏まえ、消費者教育による普及啓発の推進や消費者安全確保地域協議会の設置など、高齢者と若年者への対応を重点的な取組としたところです。</p> <p>また、持続可能な社会の実現に向けた取組に関して、3Rの普及啓発等、これまでの環境への配慮に加え、人や社会への配慮にも関係したエシカル消費の推進を、新たな取組として追加しています。</p>	F（その他）
9	<p>素案の概要に記載されている「消費生活に関する県民意識調査結果」について、その調査は、いつ、どのような形で行ったのか、教えてほしい。</p>	0	<p>昨年5月から6月にかけて、消費生活サポーターと県の希望郷いわてモニターの計500名余の方々を対象として行いました。調査方法は調査紙の郵送とインターネットによる回答とで行い、300名余の方々から回答をいただいたものです（回答率56.6%）。</p>	F（その他）

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）素案）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
10	高校生向けのセミナーについて、今年度は何回程度行っているのかについて、教えてほしい。	0	今年度はのべ50校で実施する予定であり、うち、これまでに9校で実施し、今後は41校で行うこととしております。	F（その他）
11	エシカル消費について教えてほしい。	0	福祉作業所で作られた商品の購入や地産地消など、持続可能な社会の形成に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことをいいます。 持続可能な社会の実現に向け、今後、消費者や事業者への普及啓発を図ってまいります。	F（その他）
12	最近の県内の消費生活相談の状況について、教えてほしい。	0	県内の消費生活相談は、県全体で毎年1万件前後で推移しております。令和元年度の主な相談の内容としては架空請求が多くなっており、全ての相談の1割弱を占めております。また、光回線などインターネットの接続回線によるトラブルや借金などの多重債務の相談も多くなっており 同様に令和2年度の状況としては、マスクに関係したトラブルが多いほか、最近はお試しのつもりで購入したが、その後も定期的に商品が送られてくるというような、定期購入に関するトラブルが多くなっているところです。	F（その他）
13	最近の消費生活相談は、傾向として解決までの時間は短くなっているのか、或いは長くなっているのかについて教えてほしい。	0	それぞれの相談の内容に拠るところであり、一概には言い難いところですが、必要に応じ弁護士の助言を得るなど、速やかな解決に向け、引き続き適切な対応に努めてまいります。	F（その他）

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）素案）

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
14	28ページの「ルールを守って情報機器を利用することが大切だと思う児童生徒の割合」について、この数値は、情報モラルについての教育や授業を実施した学校の数が、例えば小学校なら90校や94校であるという意味なのかを教えてください。 またその際、民間の携帯電話会社が行う出前講座を授業で活用している学校もあると聞いているが、その活用校についても、実績としてその件数に含まれているのか、併せて教えてください。	0	この指標は、教育や授業等を実施した学校の件数ではなく、それを受講した児童生徒の意識の割合を表したものです。	F（その他）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

備考2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

備考3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

備考4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。